

森町人事行政の運営等の状況について

1 任免及び人数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

（単位：人）

部門	区分	職員数		対前年 増減数	増減の主な理由
		平成17年	平成18年		
一般 行政	議 会	3	3		
	総 務	36	33	△ 3	課統合による減員、退職不補充
	税 務	11	11		
	農林水産	15	14	△ 1	退職不補充
	商 工	4	4		
	土 木	18	14	△ 4	課統合による減員、退職不補充
	民 生	11	10	△ 1	退職不補充
	衛 生	14	13	△ 1	退職不補充
	小 計	112	102	△ 10	
特別 行政	教 育	66	65	△ 1	事務縮小
公営 企業 等	病 院	137	126	△ 11	退職不補充
	水 道	5	5		
	下 水	2	5	3	下水道部門増員
	そ の 他	9	12	3	介護保険部門増員
	小 計	153	148	△ 5	
総 合 計		331 (359)	315 (359)	△ 16	

（注）職員数は、一般職に属する職員数で、（ ）内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0	8	19	32	41	33	42	38	35	37	29	1	315

(3) 職員採用試験の状況（平成17年度）

（単位：人・倍）

区 分	職 種	申 込 者	受 験 者	合 格 者	倍 率
試 験	幼稚園教諭	15	15	3	5.0
	医療技師等	19	19	5	3.8
	看 護 師	3	3	1	3.3
	小 計	37	37	9	4.1
選考試験	看 護 師	2	2	2	1.0
	小 計	2	2	2	1.0
合 計		39	39	11	3.5

(4) 採用及び退職の状況（平成17年度）

（単位：人）

区 分	採 用	退 職			
		定 年	勸 奨	普 通 等	計
町長部局等	0	0	6	1	7
教育委員会	2	0	3	0	3
病 院	10	0	0	20	20
計	12	0	9	21	30

(5) 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

計 画 期 間		数値目標
始 期	終 期	純減数 △ 19人 純減率 △5.7%
平成17年4月1日	平成22年4月1日	
331人	312人	

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（単位：人）

部門		区分	17年 計画前年	18年 1年目	19年 2年目	20年 3年目	21年 4年目	22年 5年目	17～18年 増 減	(参考) 数値目標
一 般 行 政			112	102					△ 10	△ 16
特別行政(教育)			66	65					△ 1	△ 5
公 営 企 業 等	病 院		137	126					△ 11	2
	水 道		5	5						
	下 水 道		2	5					3	
	国 保		6	6						
	介 護		3	6					3	
計			153	148					△ 5	
合 計			331	315					△ 16	△ 19

2 給与の状況

(1) 人件費の状況（平成17年度普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成17年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費割合 B/A	人件費比率
17年度	人 20,741	千円 6,545,915	千円 562,431	千円 1,506,532	% 23.0	% 30.4

(2) 職員給与費の状況（平成18年度普通会計予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たりの給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤続 手当	計 B	
18年度	人 169	千円 673,630	千円 72,085	千円 272,071	千円 1,017,786	千円 6,022

- (注) 1 職員手当には退職手当は含みません。
2 給与費は、当初予算に計上された額です。

(3) 特記事項 なし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日）

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
森 町	96.3	95.7	95.3	95.0	93.8

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額、平均給与月額の状況（平成18年4月1日現在）

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
森 町	44.1歳	352,200円	397,657円	378,983円
国	40.4歳	328,477円	—	381,212円

イ 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
森 町	51.8歳	277,200円	286,367円	284,158円
国	48.4歳	286,500円	—	318,595円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。このうち「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額が時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当を除いて算出されているので、比較のため国家公務員と同じベースで再計算しています。

(2) 職員の初任給の状況（平成18年4月1日現在）

区 分		森 町	国
一般行政職	大 学 卒	170,200円	170,200円
	高 校 卒	138,400円	138,400円
技能労務職	高 校 卒	135,600円	135,600円
	中 学 卒	127,700円	127,700円

(3) 職員の経験年数・学歴別平均給料月額の状況（平成18年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	268,500円	314,600円	347,500円
	高 校 卒	—	—	321,400円
技能労務職	高 校 卒	—	—	266,500円
	中 学 卒	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成18年4月1日現在）

区分	標準的な職務の内容	職員数	構成比
6級	参事、課長、局長、室長	13人	10.3%
5級	副参事、技監	2人	1.6%
4級	課長補佐、主幹、技幹	38人	30.2%
3級	係長、主査、技術主査	64人	50.8%
2級	主事、技師	9人	7.1%
1級	主事、技師、主事補、技師補	0人	0.0%
	計	126人	100.0%

- (注) 1 森町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

森 町	国
1人当たりの平均支給額（平成17年度） 1,662千円	
(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6月分) 勤勉手当 1.45月分 (0.75月分) 計 4.45月分 (2.35月分)	(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6月分) 勤勉手当 1.45月分 (0.75月分) 計 4.45月分 (2.35月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) () 内は、再任用職員に係る支給額です。

(2) 退職手当（平成18年4月1日現在）

森 町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算) 退職時特別昇給 無 1人当たり平均支給額 1.964千円 27,680千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 支給なし

(4) 特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

区 分		全 職 種	
支給実績（平成17年度）		672,000円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）		3,976円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度）		16.2%	
手当の種類（手当数）		10種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
感染症防疫作業手当	保健衛生業務従事職員	感染症患者の予防救済等	1回につき500円
精神障害者収容作業手当	〃	精神障害者の収容	1回につき500円
家畜伝染病予防作業手当	〃	家畜伝染病予防作業	1日につき500円
不用犬捕獲作業手当	〃	不用犬捕獲作業	1日につき300円
税務調査・滞納整理取扱手当	町税事務従事職員	税務調査・滞納整理	1日につき300円
滞納処分・犯則事件取扱手当	〃	滞納処分・犯則事件	1日につき500円
焼却作業手当	不快業務従事職員	焼却作業	1日につき400円
行旅病人取扱作業手当	〃	行旅病人の取扱い	1回につき1,000円
行旅死亡人取扱作業手当	〃	行旅死亡人の取扱い	1回につき3,000円
犬猫等死体取扱作業手当	〃	犬猫等死体の取扱い	1体につき300円

(5) その他の手当（平成18年4月1日現在、決算額は平成17年度普通会計決算）

手当名	内容・支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績	支給職員1人 当たり平均 支給年額
扶養手当	配偶者 13,500円 扶養親族2人まで 6,000円 3人目から1人 5,000円 特定扶養1人 5,000円	同	—	19,886千円	117,669円
住居手当	新築・購入後5年間 2,500円 5年目以降 1,000円 月額12,000円以上の家賃 月額23,000円以下 家賃月額－12,000円 月額23,000円以上 (家賃月額－23,000円)× 1/2+11,000円 限度額 55,000円	異	—	5,739千円	33,959円
通勤手当	交通機関利用者 最高限度額 55,000円 交通用具使用者 2km～3km 2,600円 3km～27km 1kmごとに500円加算 27km～40km 1kmごとに450円加算 最高限度額 24,500円	異	—	8,387千円	49,627円
管理職手当	課長・副参事・技監 10% 課長補佐 9%	異	—	12,901千円	496,192円
時間外・休日・夜間勤務手当	時間外勤務手当 時間外単価×125/100 休日勤務手当 時間外単価×135/100 夜間勤務手当 午後10時から午前5時まで 勤務する場合は、時間外・ 休日勤務手当に25/100を加算	同	—	30,001千円	209,797円

5 特別職の報酬等の状況（平成18年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	694,000円	
	助 役	576,000円	
報 酬	議 長	290,000円	
	副議長	227,000円	
	議 員	203,000円	
期 末 手 当	町 長	4.45月分	
	助 役		
	議 長	3.35月分	
	副議長		
	議 員		
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 在職1年につき100分の500	(支給時期) 任期ごと
	助 役	(算定方式) 在職1年につき100分の300	(支給時期) 任期ごと

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
8時間	8時30分	17時15分	12時15分～13時00分	12時00分～12時15分 15時00分～15時15分

(2) 年次有給休暇の使用状況（平成17年）

平均付与日数	平均取得日数	取 得 率
40日	6.6日	16.4%

（注）年次有給休暇は、1年につき20日付与され、残日数のうち20日までは翌年に繰り越すことができます。

(3) 育児休業等の取得状況

ア 育児休業

（単位：人）

区 分	町長部局等	教育委員会	病 院	計
平成17年度取得者	2	5	8	15
前年度からの取得者	0	1	3	4
年度内新規取得者	2	4	5	11
年度内復職者	0	1	4	5

イ 部分休業

（単位：人）

区 分	町長部局等	教育委員会	病 院	計
平成17年度取得者	0	0	0	0

(4) 介護休暇

(単位：人)

区 分	町長部局等	教育委員会	病 院	計
平成17年度取得者	0	0	0	0

(5) 病気休暇・特別休暇の概要

休 暇 の 理 由		期 間
病 気 休 暇	公務上・通勤による負傷・疾病の場合	医師の証明書等に基づいて最小限度必要と認められる期間
	結核性疾患の場合	1年以内で、医師の証明書等に基づいて最小限度必要と認められる期間
	それ以外の負傷・疾病の場合	90日以内で、医師の証明書等に基づいて最小限度必要と認められる期間
特 別 休 暇	選挙権等の公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
	証人、鑑定人、参考人等で官公署に出頭する場合	必要と認められる期間
	骨髄提供に伴い検査、入院等をする場合	必要と認められる期間
	自発的、無報酬で社会貢献活動をする場合	1年に5日以内
	結婚する場合	連続する5日以内
	出産する場合	出産日前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）
	出産した場合	出産日の翌日から8週間
	生後1年以内の子を保育するための授乳等の場合	1日2回それぞれ30分以内
	配偶者が出産する場合	2日以内
	親族が死亡した場合（3親等以内）	1～10日の範囲内
	父母の追悼等の行事をする場合	1日
	夏季における心身の健康維持等の場合	連続する3日以内
	災害により自らの住居を滅失・損壊した場合	必要と認められる期間
	災害・交通機関の事故等により出勤が困難な場合	必要と認められる期間
	災害時の通勤途上において身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間
	生理日に勤務することが困難な場合	2日以内で必要と認められる期間
	妊娠中に通勤上の交通機関の混雑が母胎・胎児の健康保持に影響がある場合	1日に1時間以内
	妊娠中・出産後1年以内の職員が保健指導・健康診査を受ける場合	1回につき必要な時間
	妊娠中の職員の業務が母胎・胎児の健康保持に影響がある場合	適宜休息し、補食するために必要な時間
	妊娠中の職員が妊娠障害により勤務が困難な場合	必要な期間
感染症予防上必要な措置により勤務が不適切な場合	必要と認められる期間	

4 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分（平成17年度）

(単位：人)

降 任	免 職	休 職	降 給	計
0	0	0	0	0

(2) 懲戒処分（平成17年度）

（単位：人）

戒告	減給	停職	免職	計
0	0	0	0	0

5 サービスの状況

(1) サービス規律遵守等に関して講じた施策（平成17年度）

取組内容
（綱紀粛正に関する通知等） <ul style="list-style-type: none"> ・ 森町議会議員選挙におけるサービス規律の確保について（通知） ・ 静岡県知事選挙におけるサービス規律の確保について（通知） ・ 衆議院議員総選挙におけるサービス規律の確保について（通知） ・ 年末年始におけるサービス規律の確保について（通知）

(2) 職務専念義務の免除

免除の対象となる場合
地方公務員法第35条に基づく職務専念義務は、次の場合に免除されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修を受ける場合 ・ 厚生計画の実施に参加する場合 ・ 職員団体と適法な交渉を行う場合

6 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の概要等（平成17年度）

区分	研修の内容
派遣研修	1 市町職員研修（静岡県主催） <ul style="list-style-type: none"> ・ 新任係長研修 ・ 管理者戦略講座 ・ 政策法務講座Ⅱ・応用編 ・ 政策形成能力向上のための技法習得講座 ・ 中堅職員研修 2 市町村職員広域研修（静岡県町村会主催） <ul style="list-style-type: none"> ・ 接遇研修 ・ 法制執務研修初級 ・ 政策形成研修 ・ 管理監督者研修 ・ 行政法研修 ・ 民法研修 ・ 地方自治法研修
町単独研修	パソコン研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ エクセル初級 ・ エクセル中級 ・ ワード初級 ・ Windows入門 ・ Eメールの使い方 ・ ホームページビルダー入門 ・ Power Point

(2) 勤務成績の評定の概要（平成17年度）

評 定 の 内 容
管理職を除く全職員を対象に年1回勤務成績評定書に基づく評定を行い、昇給・昇格の可否を決定している。

7 福祉及び利益の保護の状況

(1) 公務災害等の認定状況（平成17年度）（単位：件）

区 分	町長部局等	教育委員会	病 院	計
通勤災害	0	0	0	0
公務災害	0	0	2	2
計	0	0	2	2

(2) その他の主な福利厚生事業の概要（平成17年度）

当町の福利厚生事業は、静岡県市町村職員共済組合に加入して実施しています。

区 分	給 付 の 内 容
短期給付	療養の給付、家族療養の給付、特定療養の給付、療養費・家族療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費・家族訪問看護・療養費、移送費・家族移送費、高額療養費、家族療養費附加金・家族訪問看護療養費附加金・一部負担金払戻金、出産費・同附加金、家族出産費・同附加金、埋葬料・同附加金、家族埋葬料・同附加金、傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金、弔慰金・家族弔慰金、災害見舞金・同附加金、入院附加金、結婚手当金
長期給付	退職共済年金（組合期間等が25年以上あること、60歳に達していること）
福祉事業	<p>1 保健事業</p> <p>(1) 疾病予防対策事業 人間・脳ドック検査、消化器検査、血液・血圧・尿検査、家族等生活習慣病予防検診の助成、インフルエンザ・日本脳炎予防接種助成、歯科疾患予防対策、メンタルカウンセリング、生活習慣予防セミナー、メンタルヘルスセミナー</p> <p>(2) 健康保持増進対策事業 スポーツ教室、保健施設利用の助成、クラブ活動参加の助成</p> <p>(3) その他の事業 電話健康相談、母子保健衛生用品の支給、救急箱補充薬品の支給、救急箱の支給、宿泊施設利用の助成、障害者等の介護助成、補装具の助成、在宅介護費用の助成、長期療養者見舞品の支給、共済事業移動相談、在宅介護講座、長期勤続者保養所利用の助成、り災見舞品の支給、災害用品の支給、ライフプラン講座、共済モニターの委嘱</p> <p>2 宿泊事業（伊豆長岡「静雲荘」）</p> <p>3 貯金事業（積立貯金「共済貯金」）</p> <p>4 貸付事業 普通貸付、住宅貸付、災害貸付、特別貸付、高額医療貸付、出産貸付、在宅介護対応住宅貸付</p>